

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の平成三十年度答申第三号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和二年三月三十日

広島県知事 湯崎英彦

諮詢相手：広島県知事（こども家庭課）

諮詢日：平成29年12月6日

（平成29年度諮詢第7号）

答申日：平成30年6月21日

（平成30年度答申第3号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成28年11月7日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分相手」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第10条の規定による児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔こども家庭課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 平成28年11月7日付け審査請求書

平成29年10月11日付け28審理第112号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の2(1)アに記載のとおりである。

(2) 平成29年6月13日に審理員が審査請求人及び処分相手に対して実施した口頭意見陳述手続（以下「口頭意見陳述」という。）

審理員意見書の2(1)イに記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

(1) 平成29年12月1日付け諮詢説明書

ア 審査庁の考え方

本件審査請求を棄却すべきと考える。

イ 考え方の理由

(ア) 認定事実

認定事実は、審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

(イ) 判断

審理員意見書の3(2)イに記載のとおりである。

(ウ) 結論

前記(ア)及び(イ)のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

(2) 平成30年6月18日付け調査権限事項（平成29年度諮詢第7号）に対する回答書

ア 生計同一関係の判断について国が様々な基準を出している中で、一般的に処分庁が、申請者から扶養義務者と同居している旨の届出が提出された場合に生計同一関係の認定に当たって、どのような調査・確認を行っているか審査会から審査庁に照会したところ、次の回答があった。

(ア) 申請者から同居している旨の届出が提出された場合、届出をもとに「課税台帳」「住民票」「健康保険証」「生計維持方法等確認書」を確認し、届出内容と齟齬がなければ特段の追加調査は行わない。

(イ) 調査・確認した情報等に基づき生計同一かどうかの判断をする際には一般的に、同居し、消費生活上の家計が同一であるかどうかという観点から確認し、社会通念上生活に一体性があれば生計同一関係と判断をしている。

一方で、住民票を一にしているが生計同一関係にないとの申立があった場合には、「児童扶養手当事務処理マニュアル」(平成22年8月(平成28年8月改定)厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課。以下「事務マニュアル」という。)に基づき、それを客観的に証明する、「生計が別であることの申立て書」「光熱水費領収書」「住宅の見取図」を提出してもらい、次のように確認する。

- ① 光熱水費については、申請者及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているか。使用量は適正か。
- ② 住宅については、玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるか。玄関が一つである場合には、互いのスペースに入らずに独立した生活空間で、生活できるか。
- ③ 上記①②を基に、生計が別であることの申立て内容は適正か。

こうした確認を行ったうえで、光熱水費の使用量が社会通念上、日常生活を別々に営んでいるとは困難と考えられる場合等、生計同一関係にないとの申立て内容に疑義がある場合は、再度聞き取りを行う又は直接訪問し、独立した生活空間に家財道具、日用品、食器、食材等がそろっているか、食事や入浴等の日常生活が別々に行われているかどうか調査を行い、生計同一関係にあるかどうか判断している。

生計同一かどうかについては、このように総合的な判断を行うため、一律の判断基準やチェックリストはない。

イ 平成28年8月18日にA市職員が審査請求人に質問し、聞き取った内容によって作成した「生計維持方法等確認書(聞取票)」(以下「本件生計確認書」という。)による聞き取りについて、「児童扶養手当現況届(平成28年度)」(以下「28年度現況届書」という。)の際に具体的にどのような聞き取りを行ったのかについて、審査会から審査庁に照会したところ、次のとおり回答があった。

(ア) 現況届は、所得額の認定にあわせて、受給資格認定後の資格要件に係る事情の変更について、毎年度受給者から報告を求めるものであり、平成28年度現況

届の際も、「生計維持方法等確認書」に記載の項目に沿って①住民票上以外の同居者の有無, ②前夫（児童の父）の状況, ③住宅の状況, ④生計維持方法について聞き取りを行っている。この時, 審査請求人からは, 「父と同居し, 家賃として月額〇万円を援助してもらっている。」との内容を聞き取っている。

(イ) また, 平成27年4月30日に「児童扶養手当支給停止関係発生届」が提出された際も、「生計維持方法等確認書」に記載の項目に沿って聞き取りを行い, 支給停止事由発生の理由を「実父を引き取るにあたり, エレベータがついた広い部屋に移るため転居した。」との内容を聞き取っている。

ウ 審査請求人と審査請求人の父が生計同一であると判断する上で, どのような調査・確認をしたのか, またその情報等の調査・確認時期及び当該情報等に基づいて生計同一であると判断した理由について, 審査会から審査庁に照会したところ, 次のとおりの回答があった。

平成28年度現況届の際に「28年度現況届書」「養育費に関する申告書（平成28年度現況届用）」「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（平成28年度現況用）」「住民基本台帳」「課税台帳」「生計維持方法等確認書」に基づいて①住民票の住所が同一であること, ②生計維持関係についての聞き取り内容により, 生計同一関係であると判断した。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるかについて

(1) 審査請求人は, 審査請求書及び口頭意見陳述によると, 次の点などにより本件処分が違法又は不当である旨を主張するものようである。

ア 世帯別になっている。生計は別, 家賃も折半している。審査請求人の父が1人になり生活に不安ということで, 同居している。

審査請求人の父が学校費や光熱費を出してくれるわけもない。

イ 一つ屋根の下で, 財布も全然別なのに, 親子だということだけで（児童扶養手当を）切られるのは納得いかない。

ウ 審査請求人の父と同居することになり, 平成27年4月30日に処分庁に出した書類の出し方が間違ったということか。世帯別で扶養しているということになったから, おかしくなったのか。

(2) しかしながら, 以下の理由により本件処分は適正に行われたものと認められるから, 本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

ア 法第10条の規定により, 母に対する児童扶養手当は, その母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が, その者の扶養親族等の有無及び数に応じて, 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）で定める額以上であるときは, その年の8月から翌年の7月までは支給しないこととされている。

イ 「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「48年課長通知」という。）の別冊児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（以下「審査要領」という。）第1の2(3)イによると、「扶養義務者については、受給資格者が父又は母である場合には、その父又は母と生計を同じくしている扶養義務者であり、……この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係により確認すること。」とされている。

ウ また、「児童扶養手当事務処理マニュアル」（平成22年8月（平成28年8月改定）厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課。以下「事務マニュアル」という。）の第2章II10によると、「生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係ないと解される。例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として、①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。」とされている。

このうち、「住民票の分離」に関しては、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。」とされている。

「公共料金（電気、ガス、水道料金等）」については、「本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか、領収書やメーターが別々であることを確認すること。ただし、メーターを別にする費用が多額なため、別々にできない場合もあるので留意すること。（特に水道料金は建物の構造上メーターが一つになっている事情を考慮すること。）この場合、扶養義務者と折半していることを証明できる書類、メーター等が別々にできないことの申立書を提出させること。」とされている。

「生活の共用部分」については、同一敷地内の家屋の場合は、「住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみること。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一関係ないと判断できる材料となる。」とされている。

エ 本件においては、平成27年4月30日に審査請求人が処分庁に対して「児童扶養手当支給停止関係発生届」に「同意書（26.7～27.6現況以外用）」等を添えて提出した支給停止関係の届出（以下「27年支給停止関係届出」という）の関係書類の中の住民票の写しによると、審査請求人と審査請求人の父は、住民票上の世帯は別であるものの、同じ住所となっている。

また、審査請求人の父が審査請求人の実父であることについては、当事者間に争いがなく、また、27年支給停止関係届出において審査請求人が処分庁に提出した「児童扶養手当支給停止関係発生届」には「実父と同居する事にした」との記載もあることから、審査請求人の父は直系血族で、民法第877条第1項に定める扶養義務者であると認められる。

オ 次に、審査請求人と審査請求人の父が「生計を同じくする」かについては、次のとおりである。

- (ア) 審査請求人及び審査請求人の子である児童2人は、審査請求人の父と、同居している。
 - (イ) 本件生計確認書によると、審査請求人が居住する住宅は借家であり、審査請求人が契約者で、家賃月額○円となっている。審査請求人の父は、家賃として月額約○万円を負担しているが、光熱水費、物資等の援助は行っていないとなっている。
 - (ウ) また、28年度現況届書によると、「⑯扶養親族等の数」について、審査請求人の欄は「2」と、審査請求人父の欄は「0」となっており、審査請求人と審査請求人父は、税法上の扶養親族関係にはないと認められる。
 - (エ) 公共料金（電気、ガス、水道料金等）については、「審査請求人の父が光熱費を出してくれるわけもない」との審査請求人の主張もあり、また、本件生計確認書の内容からも、審査請求人及び審査請求人の父がそれぞれ自分名義で契約し、支払うことなどはしていないものと認められる。
 - (オ) また、審査請求書及び口頭意見陳述において、審査請求人から、審査請求人と審査請求人の父の世帯について、玄関、風呂、トイレ、台所等が別々である旨の発言はなされず、互いのスペースに入らずに生活できるものではないと認められる。
 - (カ) おって、審査請求人と審査請求人の父が生計を異にしていることを証明するような客観的な資料等もみられないところである。
 - (キ) よって、48年課長通知及び事務マニュアル第2章II10を踏まえて判断すると、審査請求人と審査請求人の父は、「生計を同じくする」と認められる。
- カ 審査請求人の父の前年の所得については、次のとおりである。
- (ア) 法第10条の規定により、扶養義務者で生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて政令で定める額以上であるときは、児童扶養手当を支給しないこととされ、政令で定める額は、政令第2条の4第8項に規定されている。
 - (イ) 28年度現況届書によると、審査請求人の父の法第10条に規定する前年の所得は、政令第4条の規定により、総所得金額等合計額○円から8万円を控除した○円と認められる。

また、28年度現況届書によると、審査請求人の父は、法第10条に規定する扶養親族等はないことから、政令第2条の4第8項の規定による「政令で定める額」は、236万円となる。

よって、審査請求人の父の前年の所得○円は、政令で定める額236万円以上に該当することとなる。

キ 審査請求人の父の前年の所得が、前記才(イ)のとおり相当程度の額であったことに関し、審査請求人は、口頭意見陳述において、「両親が住んでいたが、審査請求人の母が亡くなり、それまで借金もしていたようで、家を売った。だが、家を売ったお金を審査請求人が預かるでもなく、いくら残ったかも知らない。」旨を主張する。

しかしながら、このような事情を斟酌すべきことを定めた法令上の規定や、48年課長通知及び事務マニュアルにおける記載等は見当たらない。

ク なお、処分庁は、口頭意見陳述において、「平成27年4月30日に、審査請求人が処分庁に27年支給停止関係届出を行った際に、審査請求人が審査請求人の父と同居し、生計は同一であるという聞き取りをしており、平成27年度の現況届を経て、本件届出においても、平成27年度から事情が変わった等の申出はなかった」旨を主張しており、これに対し、審査請求人は、前記(1)ウのとおり主張する。

しかしながら、本件において、審査請求人と審査請求人の父が生計を同じくすると認められるのは、前記才のとおりである。

ケ 以上のことからすると、法第10条の規定により、審査請求人の民法第877条第1項に定める扶養義務者で審査請求人と生計を同じくする審査請求人の父の前年の所得○円が、政令第2条の4第8項に規定する236万円以上に該当することから、処分庁が審査請求人に対し、生計を同じくする扶養義務者の所得超過により、平成28年8月から平成29年7月まで審査請求人に対する児童扶養手当を支給しないとしたことは、妥当であると認められる。

(3) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものと認められるから、本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（平成29年12月6日）
- 2 第1回審議（平成30年5月10日）

(1) 審議内容

本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 審議結果

行審法第 81 条第 3 項の規定により準用する行審法第 74 条の規定による調査権限の行使が必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成 28 年広島県条例第 2 号）第 10 条第 6 項の規定により、当該調査を行うことを決議した。

3 第 2 回審議（平成 30 年 6 月 21 日）

(1) 審議内容

審査庁から前記 2(2)の調査に対する回答があり、本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 審議結果

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第 5 審査会の判断の理由

1 判断基準

(1) 児童扶養手当の支給について、法第 10 条によれば、受給者たる父又は母に対する手当は、その父若しくは母の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 8 月から翌年の 7 月までは支給しないものとされている。

(2) そして、政令第 2 条の 4 第 8 項により、「法第 10 条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、236 万円」とされている。

(3) なお、児童扶養手当の支給に関する事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とされている。児童扶養手当に係る審査に関しては、厚生省（現厚生労働省）から 48 年課長通知が発出されており、同通知は、地方自治法第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準として位置付けられている（「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う児童扶養手当並びに特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当に関する法定受託事務に係る処理基準（課長通知関係）について」（平成 13 年 7 月 31 日 払児福発第 34 号・障企発第 39 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉・社会・援護局障害保健福祉部企画課長連名通知））。

また、児童扶養手当の事務に関して、法定受託事務に係る処理基準ではないものの、事務マニュアルが示されている。

2 本件処分が違法又は不當であるかについて

(1) 審査請求人と審査請求人の父が生計同一関係にあるといえるか

ア 審査請求人の父が審査請求人の実父であり、民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者であること及び両者が同居していることについては、当事者間に争いがないところ、審査請求人は前記第 3 の 1(1)アからウまでのとおり、審査請求人と審

査請求人の父とは法第 10 条の生計同一関係にないと主張しているため、審査請求人及び審査請求人の父について、生計同一関係にあるといえるか検討する。

イ この点、生計同一関係の判断について審査要領第 1 の 2(3)イには「受給資格者が父又は母である場合には、その父又は母と生計を同じくしている扶養義務者であり、……この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係によって確認すること。」と定められており、事務マニュアル第 2 章 II 10 においても「生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられる」とされている。

ウ 本件においては、「27 年支給停止関係届出には、「① 支給停止事由発生（変更）」の欄に「実父と同居することにした」と記載されており、平成 28 年度の現況届提出の際に平成 27 年度から事情が変わった等の申出はなされていないのであるから、本件審査請求人と審査請求人の父は同居しているといえる。

エ なお、事務マニュアル第 2 章 II 10 より同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明があれば、生計同一関係にないと解される場合があることも示されており、受給資格者が生計を異にする客観的な証明の例として、①税法上の扶養親族、②住民票の分離、③公共料金、④生活の共用部分、⑤健康保険の扶養、⑥家賃の第三者を介した契約が挙げられている。

オ これを本件についてみると、28 年度現況届書より、審査請求人と審査請求人の父は、税法上の扶養親族関係にはないと認められる。

もっとも、審査請求人及び審査請求人の父の住所については、27 年支給停止関係届出の関係書類の中の住民票の写しによると、住民票上の世帯は別であるものの、同じ住所となっており、事務マニュアル上も「住民票の分離」に関しては、「住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一関係にないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となる」とされている。

また、本件生計確認書によると、審査請求人は契約者及び家賃の支払者を審査請求人本人として日々の家賃が〇円の借家を借り、審査請求人の父と同居しているのであるから、家賃の第三者を介した契約に当たらない他、当該借家において公共料金の支払いを審査請求人と審査請求人の父がそれぞれに契約し支払っていることはうかがわれず、27 年支給停止関係届出の際の生計維持方法等確認書には「実父を引き取るのに、エレベータがついて広い部屋に移った。」との記載があることから、互いのスペースに入らずに独立して生活することが可能であるともいえない。

カ また、本件審査請求人からは、生計を異にしているとの申立てや、それらを証明するような客観的な資料の提出がなされていない。

キ よって、48 年課長通知及び事務マニュアル第 2 章 II 10 より本件審査請求人と審査請求人の父は、生計同一関係にあると認められる。

(2) 審査請求人の父の所得について

ア 28 年度現況届書によると、審査請求人の父の法第 10 条に規定する前年の所得は、政令第 4 条の規定により、総所得金額等合計額〇円から 8 万円を控除した〇円と認められる。

また、「⑬扶養親族等の数」について、審査請求人の父の欄は「0」となっており、審査請求人の父は、法第 10 条に規定する扶養親族等はないことから、第 5 の 1(2)のとおり政令第 2 条の 4 第 8 項の規定による「政令で定める額」は、236 万円となる。

イ よって、前記 1 より、本件審査請求人の父の前年の所得〇円が、政令第 2 条の 4 第 8 項に規定する 236 万円以上に該当することから、処分庁が審査請求人に対し児童扶養手当の支給制限を行った本件処分は妥当であると認められる。

3 以上のとおり、本件処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。よって第 1 のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第 2 部会

委 員 (部会長)	田 中 聰 子
委 員	近 藤 い づ み
委 員	折 橋 洋 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第 81 条第 3 項で準用する法第 79 条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。